

欧州における緑のマークの広まり (PRO EUROPE)

1 . PRO EUROPE 設立の背景

1994 年の EU 包装指令の採択を受けて、各加盟国は国内における法制度化を進め、独自の包装廃棄物の回収、リサイクル機関を構築した。これら加盟国における包装廃棄物の回収・リサイクル機関は、その回収・リサイクルシステムに参加する生産者・輸入業者が契約料を支払っていることを証明するものとして、緑のマークの導入を決めた。

しかし、この緑のマークが各国によって異なっていた場合、貿易に際して障害が生じることになる。このような貿易障壁を開始するために 1995 年に設立されたのが ” Packaging Recovery Organisation Europe s.p.r.l. ” (PRO EUROPE) である。1995 年に、デュアル・システム・ドイッチェランド社 (DSD) は、ドイツ連邦共和国を除く欧州連合の全域を対象とした一般ライセンスの形で自らの商標であった「グリュエネ・プンクト (緑のマーク)」を使用する権利を PRO EUROPE に対して与えた。PRO EUROPE は 1996 年 12 月に営業を開始、以後、フランスの Eco-Emballages、オーストリアの ARA、ベルギーの FOST Plus、スペインの Eco-Emballages Espana、ポルトガルの Sociedade Ponto Verde と、各国のリサイクル機関が国内における「グリュエネ・プンクト」の使用契約を PRO EUROPE と結んだ。同時に、これらのリサイクル機関は、PRO EUROPE の株主となった。その後も、PRO EUROPE に参加する各国のリサイクル機関の数は増加し、現在では欧州連合加盟国、非加盟国合わせて 13 ヶ国のリサイクル機関が PRO EUROPE に参加している。

2 . PRO EUROPE の役割

- 統一的な規制に基づき、1994 年 12 月 20 日に発効した欧州包装廃棄物指令を実施するために、欧州連合加盟国が設立したリサイクル機関に対して、「グリュエネ・プンクト」を使用する権利を与える。
- 欧州独占委員会 (EUROPEAN Monopolies Commissions) との合意に基づき、包装材や包装された製品の生産者や流通業者に対して、「グリュエネ・プンクト」の使用を認める際の基準を設定、検査する。
- 各国の回収・リサイクル機関の協力の下、「グリュエネ・プンクト」が欧州全域における商標とするように努める。PRO EUROPE のパートナーは、マークの共通の意味が次のようなものとされることに努める。

- 包装材に付けられた「グリュエネ・プンクト」は、それらの包装に関して、欧州包装廃棄物指令とその国内における実施法が定める原則に従って設立された、国内の包装材のリサイクル会社に対して、包装の生産者・流通業者が使用料を納めていることを意味する。

3 . PRO-EUROPE による「グリュエネ・プンクト」の提供状況

PRO EUROPE による「グリュエネ・プンクト」の提供状況 (2001 年 9 月 21 日現在)

欧州における「グリュエネ・プンクト」の添付された包装の個数	4,600 億個
ライセンサー (契約企業数) の数	約 70,000 社

4. PRO EUROPE の「緑のマーク」を採用している国及びその国におけるリサイクル機関

国名	法的基盤	リサイクルシステム	人口 (万人)	包装廃棄物の発生量 (販売量：千トン)	リサイクル機関によるリサイクル量 (千トン)
ドイツ Germany	Packaging Ordinance of 21 August 1998	System Deutschland AG	8,200	13,731 (1997年)	5,500 (2000年)
フランス France	Decree No.98/638 of 20 July 1998	Eco-Emballages S.A.	6,000	11,069 (1997年)	6,081 (1997年)
オーストリア Austria	Packaging Ordinance of 29 November 1996	Altstoff Recycling Austria AG	810	1,113 (1997年)	634 (2000年)
ベルギー Belgium	Interregional Packaging Decree of 5 March 1997	asbl FOST Plus vzw	1,020	1,356 (1997年)	551 (2000年)
ポルトガル Portugal	Packaging Ordinance of 20 December 1997 and Decree of 15 January 1998	Sociedade Pontoverde S.A.	1,000	1,012 (1997年)	103 (2000年)
スペイン Spain	Packaging Law of 24 April 1997 and Royal Decree of 30 April 1998	Ecoembatajes Espana S.A.	4,000	5,879 (1997年)	1,100 (2000年)
ルクセンブルグ Luxembourg	Regulation of 31 October 1998	VALORLUX asbl	44.1	39 (1997年)	18
アイルランド Ireland	Waste Management (Packaging) Regulations of 1 June 1997	Repak Limited	370	683 (1997年)	100 (1998年)
チェコ Czech Republic	Waste Act adopted in 1997	EKO-KOM, a.s.	1,020	208 (ライセンスを受けた包装量：2000年)	78 (2000)
ハンガリー Hungary	The XLIII Law of the year 2000 about the Waste Management formulates 及び The Law prescribed the preparation of the governmental decree about "The packaging and the packaging waste" during the year of 2001	OKO-PANNON Kht	1,030	800 (包装廃棄物の発生量：2000年)	30%
ラトビア Latvia	Producers responsibility systemによる包装課徴金免除規定(将来的には Packaging Law が 2003 年に策定予定)	LATVIJAS ZALAIS PUNKTS, NPO, Ltd		119	12 (LZPによるリサイクル責任量)
ノルウェー Norway	包装材料に対する環境税(1994年、一定のリサイクル水準を満たす企業に対して税の免除)	Materialreturn AS	400	400 (包装廃棄物の発生量：2000年)	300 (2000年)
スウェーデン Sweden	The Ordinance on Producers' Responsibility for Packaging (SFS 1997:185)	Reparegistrert AB (REPA)	900	923 (1997年)	670 (デポジット制度の包装を除く)

出典：PRO EUROPE ホームページ。EU 加盟国の包装廃棄物の発生量については EU の "Packaging Waste Management System" の値を引用